

島根地方最低賃金審議会

第425回会議資料

－ その 1 －

島根労働局

資料目次（第425回会議・令和4年7月6日開催）

第56期島根地方最低賃金審議会委員名簿	資料No.1
令和4年度審議会事務局体制	資料No.2
最低賃金法及び最低賃金審議会令の抜粋	資料No.3
島根地方最低賃金審議会運営規程	資料No.4
島根地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程	資料No.5
島根地方最低賃金審議会公開事務処理要領	資料No.6
最低賃金引き上げと全国一律最低賃金制の確立を求める要請書（写）	資料No.7
最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明（写）	資料No.8
令和3年度審議会等関係会議開催状況（会議別）	資料No.9
令和4年度答申日別最短効力発生予定日一覧表	資料No.10

島根地方最低賃金審議会 委員名簿
(第56期)

区分	氏名	現職
公益代表表	飯塚 弘	元 NHK 松江放送局 副局長
	小田川真一	山陰中央新報社 常務取締役
	富田眞智子	元社会福祉法人島根県共同募金会 常務理事
	藤本晴久	島根大学法文学部法経学科 准教授
	吉田美智子	元出雲市芸術文化振興財団出雲文化伝承館館長
労働者代表表	景山 誠	日本労働組合総連合会島根県連合会 事務局長
	島田一英	U A ゼンセン 島根県支部長
	鳥目純子	J A M 山陰組織部長
	西尾和孝	パナソニックソーラーシステム製造労働組合 執行委員長
	山本 楽	一畑電鉄労働組合一畑バス支部 職場委員
使用者代表表	太田裕子	有限会社太田硝子店 代表取締役
	小林直子	株式会社こばやし 専務取締役
	松浦俊彦	松江商工会議所 専務理事
	森脇建二	一般社団法人島根県経営者協会 専務理事
	若松志昌	協同組合島根県鐵工会 専務理事
備考	任命期間 令和3年5月1日～令和5年4月30日 五十音順 敬称略	

事務局体制

島根労働局

令和4年4月1日

島根労働局長 みや宮 ぐち口 しん真 じ二

労働基準部長 み三 かみ上 たつ達 や也

賃金室長 かま鎌 だ田 まさる勝

賃金室長補佐 ひ日 だか高 とおる徹

最低賃金法及び最低賃金審議会令の抜粋

【最低賃金法 第25条 第2項】

最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

【最低賃金法 第25条 第3項】

専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

【最低賃金審議会令 第6条 第1項】

最低賃金法第25条第1項又は第2項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低賃金専門部会」という。）の委員及び臨時委員（地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会にあっては、委員）の数は、9人以内とする。

【最低賃金審議会令 第6条 第5項】

審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

【最低賃金審議会令 第6条 第7項】

最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。

島根地方最低賃金審議会運営規程

- 第1条 島根地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。
- 第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたとときのほか、島根労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。
- 2 前項の規定により島根労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。
 - 3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも3日前までに、日時、場所及び付議事項を島根労働局長及び委員に通知するものとする。
- 第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。
- 第4条 委員は、会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
 - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、これを会長に通知するものとする。
 - 4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめこれを会長に通知するものとする。
- 第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
 - 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
- 第7条 会議の議事については、議事録を作成する。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
 - 3 議事録を非公開とする場合には、議事録にかえて議事要旨を作成し公開するものとする。
 - 4 前3項の規定は、小委員会等について準用する。
- 第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度島根労働局長に送付するものとする。
- 第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。
- 第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいてこれを行う。
- 附 則
- 第1条 この規程は、令和3年7月6日から施行する。

島根地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

- 第1条 島根地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「委員会」という。）の議事運営は、島根地方最低賃金審議会運営規程に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。
- 第2条 委員会は、審議会が指名した、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員各2名及び審議会の会長（以下「会長」という。）及び会長代理をもって構成する。
- 第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、島根労働局長、又は3分の1以上の委員会の委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、会長が招集する。
- 2 前項の規定により島根労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。
 - 3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、島根労働局長に通知するものとする。
- 第4条 委員は、会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
 - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。
 - 4 委員は、旅行その他の事由により長期間不在となるときは、あらかじめこれを会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
- 第6条 会議の議事については、議事録を作成する。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
 - 3 議事録を非公開とする場合には、議事録にかえて議事要旨を作成し公開するものとする。
- 第7条 委員会の結論は、原則として審議会に報告するものとする。
- 第8条 この規程の改廃は、委員会の議決に基づいて行う。

附則

- 第1条 この規程は、令和3年7月6日から施行する。

島根地方最低賃金審議会公開事務処理要領

島根地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）運営規程第6条及び第7条に基づき審議会又は議事録、議事要旨等の公開に当たっての対応を以下のとおり定める。

1 事前対応

- ① 審議会の開催日の概ね10日前（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）に、島根労働局掲示板に、以下についての公示を行う（別添1参照；添付省略）。
 - (1) 日 時
 - (2) 場 所
 - (3) 議 題
- ② 傍聴申込みの締切は、抽選のある場合を考慮して、開催日の4日前（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）とする。
- ③ 傍聴者は原則5名までとし、傍聴を希望する者がこの数を超える場合は抽選とする。
- ④ 電話による照会には、公示以降に対応し、それ以前は未定である旨回答する。

2 当日の対応

- ① 傍聴人名簿（別添2；添付省略）を作成し、傍聴人に対し名簿と同一番号の傍聴整理券（別添3；添付省略）を受付にて配布する。傍聴席にも番号を振り出し、傍聴人名簿と同一番号の傍聴人席に着席させる。
- ② 傍聴人に対して、「審議会傍聴に当たっての遵守事項」（別添1の別添；添付省略）を配布する。この際、遵守事項に反している者に対しては、遵守事項を説明の上、その行為をやめさせるか、退去要求（別添4；添付省略）を行う。
- ③ 審議会開会10分ほど前に、傍聴人に対し、審議会事務局から改めて遵守事項の説明を行う。

3 事後対応

議事録は、審議会終了後60日以内に作成し、これを公開する。
議事要旨は、審議会終了後速やかに作成し、これを公開する。

4 その他

この要領は、平成16年3月15日から実施する。
この要領は、平成29年6月30日から実施する。

資料番号

No. 7

2022年4月27日

島根労働局長

宮口 真二 様

全国労働組合総連合中国ブロック協議会

議長 神部 弘泰

広島市東区光町 2-9-24-205 広島県労働局管内

Tel082-262-1550

島根県労働組合総連合

議長 村上

松江市母衣町55-2 教育会館 2F

Tel31-3396

「最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制実現を求める」要請のお願い

日頃から労働行政の推進、及び地域の安全と安心など住民の命と暮らしを守るため、さらには新型コロナウイルス感染拡大防止に尽力されている貴職に心から敬意を表します。

新型コロナの感染が収束しない中、労働者の暮らしも厳しさを増していますが、中小企業の経営状況も切実です。企業と家計の両方の活力を取り戻して、地域経済の「好循環」を実現し、日本のものづくりやサービス産業を発展させるには、公正な取引ルールの確立や中小企業支援の拡充は喫緊の課題です。

私たちは、最低賃金の大幅な引き上げと全国一律最低賃金制度実現への展望、中小企業・小規模事業者支援策の強化、最低賃金の引き上げができる助成の拡充が必要と考えています。

以上のことをふまえて、下記の課題で要請をお願いいたしますので、よろしくお取り計らいください。

記

1. 要請日時: 6月7日(火) 11時15分~12時00分

2. 要請内容

最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制実現を求める要請

3. 問い合わせ先

日程・時間については、下記担当者より確認の電話を入れさせていただく予定です。

◆担当: しまね労連事務局長 池場哲哉 Te0852-31-3396

以上

2022年6月7日

島根労働局長
宮口 真二 様

全国労働組合総連合中国ブロック協議会
議長 神部 泰
広島市東区光町 2-9-24-205 広島県労働団
TEL: 082-262-1550

島根県労働組合総連合
議長 村上 一
松江市母衣町 5 5 - 2 教育会館 2F
TEL: 31-3396

最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制実現を求める要請

日頃から労働行政の推進、及び新型コロナウイルス感染拡大防止に尽力されている貴職に対して敬意を表します。

日本の最低賃金は時給で定められ都道府県ごとに4つのランクに分けられています。2021年最低賃金は、最高の東京都が1,041円、最低の高知県と沖縄県は820円と221円もの格差があります。

最低賃金が低い地方では、労働者が都市部へ流出する要因になっています。その結果、地方の高齢化と過疎化が進み、活力が奪われ、地域経済はますます疲弊します。中小企業では、人手不足、後継者不足で、事業継続が困難になっています。こうした実態を改善するには、格差をなくすように制度を改正することが必要です。

全労連と地方組織が、25都道府県4万5千人の参加で行った「最低生計費試算調査」によれば、青年労働者が自立して人間らしく暮らすには、全国どこでも月額24万円、時給1,500円以上(月150時間)が必要であり、都市部と地方での最低生計費の差はほとんどないことを明らかになりました。

岸田文雄内閣は「できるだけ早期に最低賃金全国加重平均1,000円以上となるよう見直す」と表明していますが、地域間格差への対策は示されていません。私たちは、労働者の所得を底上げし、地域経済をあたため、人口減少社会に歯止めをかける確かな道として、全国一律最低賃金制度の創設と最低賃金「1,500円以上」を求めています。

あわせて、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置の実施が必要です。単価の不要な切り下げなど、大企業の下請いじめを正すなど、公正取引ルールを確立することや、原材料費の高騰が続くなかで諸経費が価格に適正に反映される仕組みなどの整備が求められています。

新型コロナの感染が収束しない中、労働者の暮らしも厳しさを増していますが、中小企業の経営状況も切実です。企業と家計の両方の活力を取り戻して、地域経済の「好循環」を実現し、日本のものづくりやサービス産業を発展させるには、公正な取引ルールの確立や中小企業支援の拡充は喫緊の課題です。

私たちは、最低賃金の大幅な引き上げと全国一律最低賃金制度実現への展望、中小企業・小規模事業者支援策の強化、最低賃金の引き上げができる助成の拡充を求めて以下の要請を行います。

記

1. すべての働く人に人間らしい生活を保障し、格差を是正するために、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく全国一律最低賃金制を実現すること。
2. 生計費の原則に基づき、最低賃金を 1500 円に引き上げること。
3. 最低賃金の引き上げに対応した中小企業・小規模事業者支援策の拡大、充実を講じ、企業間取引で下請業者いじめをさせない公正取引のルールの確立に向けた指導を徹底するよう、国や県、関係機関に求めていること。
4. 労働局が実施している「業務改善助成金」について、県の活用状況（件数、金額）と政府の予算に対する執行状況を示していただくこと。
そのうえで、活用が浸透していない状況の原因についてお答えいただくこと。
業務改善助成金を受ける場合の引上げ前の金額については 9 月 30 日時点金額とし、申請期間については、年内（12 月）か年度内（3 月）までに延長するよう制度変更を行うこと。
5. 地方最低賃金審議会の労働側委員の選任に当たっては公正な任命につとめ、推薦された候補者、選任の方法、基準、結果を一般公開すること。
6. 地方最低賃金審議会開催にあたって以下についての状況を示していただき改善を行うこと。
 - ①審議会での意見陳述にあたっては、人数制限を行わず、極端な時間制限（5 分程度など）を設けず、質疑を受け付けること。
 - ②専門部会の傍聴を含めた完全公開を行うこと。
 - ③傍聴について人数制限を行わないこと。
 - ④会議議事録についてのホームページ公開状況を示していただくと共にすべてを公開いただくこと。

以上

資料番号

No. 8

2022(令和4)年6月29日

島根地方最低賃金審議会 御中

島根県弁護士会

会長 光 谷 香 朱 印



会長声明の送付について

標記の件について、本日、別紙のとおり「最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明」を公表しましたので、ご送付いたします。

よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明

- 1 中央最低賃金審議会は、毎年7月下旬頃、厚生労働大臣に対し、地域別最低賃金額改定の目安について答申しており、本年度についても、今後、地域別最低賃金改定の目安について答申することが見込まれます。

昨年度の同審議会の答申においては、島根県はランクDに位置づけられ、引上げ額の目安は28円とされました。昨年度、島根地方最低賃金審議会は、島根県労働局長に対し、上記の中央最低賃金審議会の引上げ額の目安を踏まえ、島根県における1時間あたりの最低賃金を792円から824円に改定すること（32円の引上）が適当であるという旨の答申を行いました。この答申を踏まえ、島根県においては最低賃金を824円に引上げる改定がなされ、令和3年10月2日に効力を生じ、現在に至っています。

- 2 最低賃金制度は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上」等を目的としているものです（最低賃金法第1条）。この制度は、「すべての労働者を不当に低い賃金から保護する安全網（セーフティネット）」としての位置づけられるべきものであり、最低賃金を基準にしてフルタイムで働いた場合に、労働者が人間らしい生活を営むことができる程度の賃金を得られることができるよう制度を運用することが求められます。

島根県においては、令和3年度の最低賃金の改定にて、中央最低賃金審議会が示した引上げの目安（28円）を4円上回る32円の引上げ行われました。全国47都道府県のうち40の都道府県が28円の引上げにとどまったなか、島根県において32円がなされたことは、一定程度評価できるようにも思われます。しかしながら、その前年度である令和

2年10月の改定の際には2円の上昇にとどまったことをも考慮すると、必ずしも十分に最低賃金の引上げがなされたとは言い難いというべきです。

加えて、昨年度の島根県における最低賃金の改定結果をみても、改定後の最低賃金である1時間当たり824円を基準として、1日8時間、月22日働いた場合の賃金を計算すると、1か月14万5024円にとどまり、労働者が日常生活を営むに足りるだけの水準が確保されているとは言い難いというべきです。

- 3 また、島根県の最低賃金の金額は、全国的な水準に照らして低い状態が続いています。すなわち、昨年度、東京都の最低賃金は1041円に引上げられたところ（前年度比28円の増額）、最低賃金の最も高い東京都と比較してみても、島根県の昨年度の改定後の最低賃金額はこれを217円も下回っていることとなります。さらに、昨年度の改定後の最低賃金の全国加重平均額は930円になりますが、昨年度の改定後の島根県における最低賃金額はこれを106円も下回っています。

島根県においては、若年労働者が都市部へ流出するという傾向が続いていますが、上記のような格差がこのような現象の一因をなしているものと考えられます。また、このような格差は、年々広がる傾向にあります。島根県のみならず、全国的なレベルで見ても、地方の活性化をはかるためにもこの格差を速やかに解消することが重要です。

- 4 他にも、最低賃金の引上げにより、労働者の離職率を下げ、新規採用・訓練のコストを減らし、生産性の向上につながることや、さらに、賃金が消費に回り地域的及び全国的な経済成長につながることなどのメリットも見込まれますから、この点からも最低賃金の大幅な引上げが求められます。
- 5 さらに、ロシアのウクライナ侵攻の影響もあり、食料品や光熱費など

の生活関連品の価格が急上昇しており、島根県内においても日常生活にも徐々に影響が出始めています。労働者の生活を守り、新型コロナウイルスに向き合いながら経済を活性化させるという観点からも、最低賃金の引上げは不可欠です。

- 6 以上のことから、島根地方最低賃金審議会は、島根県の地域別最低賃金額の大幅な引上げを図り、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保すべきです。

2022（令和4）年6月29日

島根県弁護士会

会長 光 谷 香朱子

令和3年度島根地方最低賃金審議会開催状況（会議別）

〔公益委員会議〕

開催月日	回	主 な 審 議 内 容
6月17日	第1回	島根地方最低賃金審議会の運営について 島根県最低賃金専門部会委員及び島根県特定最低賃金専門部会委員 ついて 最低賃金審議会の資料について

〔島根地方最低賃金審議会〕

開催月日	回	主 な 審 議 内 容
7月6日	第420回	島根県最低賃金の改正諮問について 専門部会の設置、最低賃金審議会令第6条第5項、同条第7項の適用につ いて 今後の最低賃金審議会の進め方について 全労連中国ブロック協議会・しまね労連からの要請について
8月2日	第421回	中央最低賃金審議会「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安」の伝達 及び令和3年度賃金改定状況調査結果について 最低賃金と生活保護の乖離額について 島根県最低賃金の改定に係る関係労使の意見の申出について 【意見陳述 しまね労連事務局長 池場 哲哉】
8月6日	第422回	専門部会報告 採決、答申
8月24日	第423回	島根県最低賃金の改定に係る異議申し出について 【意見陳述 しまね労連事務局長 池場 哲哉】 【意見陳述 日本自治体労働組合総連合島根県事務所長 石田 忍】 特定最低賃金5件の改正の申出について 特定最低賃金5件の必要性の有無(諮問) 特定最低賃金5件の改正決定の諮問 特定最低賃金5件に係る最低賃金審議会令第6条第5項、同条第7項の適 用について
3月14日	第424回	特定最低賃金改正の申出の意向表明について 特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数について

〔運営小委員会〕

開催月日	回	主 な 審 議 内 容
8月24日	第1回	特定最低賃金の必要性有無の検討方法について

〔必要性検討委員会〕

開催月日	回	主 な 審 議 内 容
8月24日	第1回	特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について

〔島根県最低賃金専門部会〕

開催月日	回	主 な 審 議 内 容
8月2日	県賃 専門部会 第1回	部会長、部会長代理の選出 最低賃金審議会令第6条第5項、同条第7項の適用について 関係労使からの意見聴取について 最低賃金に関する基礎調査結果について 金額審議
8月5日	県賃 専門部会 第2回	金額審議
8月6日	県賃 専門部会 第3回	金額審議 採決、専門部会報告書決議

＜島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金専門部会＞

開催月日	回	主 な 審 議 内 容
9月13日	第1回 (特定合 同部会)	部会長、部会長代理の選出 特定最低賃金5件に係る最低賃金審議会令第6条第5項、同条第7項の適用について 関係労使からの意見聴取の取扱いについて 最低賃金に関する基礎調査結果について
9月22日	第2回	設定様式について 金額審議
9月28日	第3回	金額審議、答申

＜島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会＞

開催月日	回	主 な 審 議 内 容
9月13日	第1回 (特定合 同部会)	部会長、部会長代理の選出 特定最低賃金5件に係る最低賃金審議会令第6条第5項、同条第7項の適用について 関係労使からの意見聴取の取扱いについて 最低賃金に関する基礎調査結果について
9月29日	第2回	設定様式について 金額審議
10月7日	第3回	金額審議、答申

＜島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会＞

開催月日	回	主 な 審 議 内 容
9月13日	第1回 (特定合 同部会)	部会長、部会長代理の選出 特定最低賃金5件に係る最低賃金審議会令第6条第5項、同条第7項の適用について 関係労使からの意見聴取の取扱いについて 最低賃金に関する基礎調査結果について
10月20日	第2回	設定様式について 金額審議
10月25日	第3回	金額審議
10月27日	第4回	金額審議、答申

<島根県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会>

開催月日	回	主 な 審 議 内 容
9月13日	第1回 (特定合同部会)	部会長、部会長代理の選出 特定最低賃金5件に係る最低賃金審議会令第6条第5項、同条第7項の適用について 関係労使からの意見聴取の取扱いについて 最低賃金に関する基礎調査結果について
10月7日	第2回	設定様式について 金額審議
10月28日	第3回	金額審議、答申

<島根県百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会>

開催月日	回	主 な 審 議 内 容
		(改正申出なし)

<島根県自動車(新車)小売業最低賃金専門部会>

開催月日	回	主 な 審 議 内 容
9月13日	第1回 (特定合同部会)	部会長、部会長代理の選出 特定最低賃金5件に係る最低賃金審議会令第6条第5項、同条第7項の適用について 関係労使からの意見聴取の取扱いについて 最低賃金に関する基礎調査結果について
9月24日	第2回	設定様式について 金額審議
10月7日	第3回	金額審議
10月25日	第4回	金額審議、答申

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(土)発効とするためには、8月5日(金)(閉庁日を含めれば8月7日(日))までに
答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	一		一		一	
8月1日(月)		8月16日(火)		8月26日(金)		9月25日(日)
8月2日(火)		8月17日(水)		8月29日(月)		9月28日(水)
8月3日(水)		8月18日(木)		8月30日(火)		9月29日(木)
8月4日(木)		8月19日(金)		8月31日(水)		9月30日(金)
8月5日(金)		8月22日(月)		9月1日(木)		10月1日(土)
8月6日(土)		8月22日(月)		9月1日(木)		10月1日(土)
8月7日(日)		8月22日(月)		9月1日(木)		10月1日(土)
8月8日(月)		8月23日(火)		9月2日(金)		10月2日(日)
8月9日(火)		8月24日(水)		9月5日(月)		10月5日(水)
8月10日(水)		8月25日(木)		9月6日(火)		10月6日(木)
8月11日(木)		8月26日(金)		9月7日(水)		10月7日(金)
8月12日(金)		8月29日(月)		9月8日(木)		10月8日(土)
8月13日(土)		8月29日(月)		9月8日(木)		10月8日(土)
8月14日(日)		8月29日(月)		9月8日(木)		10月8日(土)
8月15日(月)		8月30日(火)		9月9日(金)		10月9日(日)
8月16日(火)		8月31日(水)		9月12日(月)		10月12日(水)
8月17日(水)		9月1日(木)		9月13日(火)		10月13日(木)
8月18日(木)		9月2日(金)		9月14日(水)		10月14日(金)
8月19日(金)		9月5日(月)		9月15日(木)		10月15日(土)
8月20日(土)		9月5日(月)		9月15日(木)		10月15日(土)
8月21日(日)		9月5日(月)		9月15日(木)		10月15日(土)
8月22日(月)		9月6日(火)		9月16日(金)		10月16日(日)
8月23日(火)		9月7日(水)		9月20日(火)		10月20日(木)
8月24日(水)		9月8日(木)		9月21日(水)		10月21日(金)
8月25日(木)		9月9日(金)		9月22日(木)		10月22日(土)
8月26日(金)		9月12日(月)		9月26日(月)		10月26日(水)
8月27日(土)		9月12日(月)		9月26日(月)		10月26日(水)
8月28日(日)		9月12日(月)		9月26日(月)		10月26日(水)
8月29日(月)		9月13日(火)		9月27日(火)		10月27日(木)
8月30日(火)		9月14日(水)		9月28日(水)		10月28日(金)
8月31日(水)		9月15日(木)		9月29日(木)		10月29日(土)
9月1日(木)		9月16日(金)		9月30日(金)		10月30日(日)
9月2日(金)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月3日(土)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月4日(日)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月5日(月)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月6日(火)		9月21日(水)		10月4日(火)		11月3日(木)
9月7日(水)		9月22日(木)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月8日(木)		9月26日(月)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月9日(金)		9月26日(月)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月10日(土)		9月26日(月)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月11日(日)		9月26日(月)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月12日(月)		9月27日(火)		10月7日(金)		11月6日(日)
9月13日(火)		9月28日(水)		10月11日(火)		11月10日(木)

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(土)発効とするためには、8月5日(金)(閉庁日を含めれば8月7日(日))までに
答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	一		一		一	
9月14日(水)		9月29日(木)		10月12日(水)		11月11日(金)
9月15日(木)		9月30日(金)		10月13日(木)		11月12日(土)
9月16日(金)		10月3日(月)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月17日(土)		10月3日(月)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月18日(日)		10月3日(月)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月19日(月)		10月4日(火)		10月17日(月)		11月16日(水)
9月20日(火)		10月5日(水)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月21日(水)		10月6日(木)		10月19日(水)		11月18日(金)
9月22日(木)		10月7日(金)		10月20日(木)		11月19日(土)
9月23日(金)		10月11日(火)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月24日(土)		10月11日(火)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月25日(日)		10月11日(火)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月26日(月)		10月11日(火)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月27日(火)		10月12日(水)		10月24日(月)		11月23日(水)
9月28日(水)		10月13日(木)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月29日(木)		10月14日(金)		10月26日(水)		11月25日(金)
9月30日(金)		10月17日(月)		10月27日(木)		11月26日(土)
10月1日(土)		10月17日(月)		10月27日(木)		11月26日(土)
10月2日(日)		10月17日(月)		10月27日(木)		11月26日(土)
10月3日(月)		10月18日(火)		10月28日(金)		11月27日(日)
10月4日(火)		10月19日(水)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月5日(水)		10月20日(木)		11月1日(火)		12月1日(木)
10月6日(木)		10月21日(金)		11月2日(水)		12月2日(金)
10月7日(金)		10月24日(月)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月8日(土)		10月24日(月)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月9日(日)		10月24日(月)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月10日(月)		10月25日(火)		11月7日(月)		12月7日(水)
10月11日(火)		10月26日(水)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月12日(水)		10月27日(木)		11月9日(水)		12月9日(金)
10月13日(木)		10月28日(金)		11月10日(木)		12月10日(土)
10月14日(金)		10月31日(月)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月15日(土)		10月31日(月)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月16日(日)		10月31日(月)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月17日(月)		11月1日(火)		11月14日(月)		12月14日(水)
10月18日(火)		11月2日(水)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月19日(水)		11月4日(金)		11月16日(水)		12月16日(金)
10月20日(木)		11月4日(金)		11月16日(水)		12月16日(金)
10月21日(金)		11月7日(月)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月22日(土)		11月7日(月)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月23日(日)		11月7日(月)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月24日(月)		11月8日(火)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月25日(火)		11月9日(水)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月26日(水)		11月10日(木)		11月22日(火)		12月22日(木)
10月27日(木)		11月11日(金)		11月24日(木)		12月24日(土)